

平成29年3月8日

浄土宗宗務総長

豊岡 瞭 尔 殿

法制審議会会長

時 田 敏 孝

法制審議会答申書

法制審議会は、宗務総長から平成28年5月19日付で諮問された事項について、委員を招集し、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

● 諮問事項

(1) 進達に関する事項の法制化の必要性とその内容について

● 今回の諮問にかかる審議会開催日・開催場所

(1) 平成28年 6月 9日、10日 浄土宗宗務庁（京都）

(2) 同 9月 8日、 9日 浄土宗宗務庁（京都）

(3) 同 12月15日、16日 浄土宗宗務庁（京都）

(4) 平成29年 3月 7日、 8日 浄土宗宗務庁（京都）

● 答申

寺院又は僧侶等の申請者（以下「申請者」という。）が浄土門主又は宗務総長（代表役員）に対して申請並びに届等の各種申請（以下「各種申請」という。）を行うにあたり、必要な書類を整え、組長並びに教区長の進達を経なければならないものがある。

特に総務局所管業務の各種申請においてはその多くがこの手続きを経て処理がなされており、この進達という行為は、円滑な宗務の処理並びに宗教法人法及び宗門法制に基づいた本宗の組織秩序を保つ一助となっていることと思量される。

しかしながら、組長が申請者からの各種申請の書類を進達せず、そのことで寺院運営に支障をきたしたり、当事者間で紛議が発生し、昨今では訴訟にまで発展する事例が見られたりするようになった。

こうした事例に対しては、宗務当局又は当該教区の教区長が当該組長に指導を行うものの、そもそも宗門法制にはこの進達行為に関する具体的な規定が存在しないため、宗門法制に基づいた解決が困難であり、やまらず関係者によって監正委員会へ申告がなされ、その結果、当該組長を懲戒に処したケースも発生した。

以上の実情を踏まえ、長らく慣習によって保たれてきている進達行為について法制化することで、申請者が行う手続きや寺院運営の円滑化並びに寺院僧侶間の紛議や訴訟の防止につながり、さらには組長、教区長等の進達を行う側から見れば安心してその職務を遂行していただく拠り所となるのではないかと思慮されることから、このたび当審議会に対し、進達に関する事項の法制化の必要性並びにその内容について諮問されたことを確認し、審議を行った。

以下、審議した結果を記載し、諮問にかかる答申とする。

諮問事項1. 進達に関する事項の法制化の必要性とその内容について

(1) 進達について

①宗門法制における進達に関する規定の有無

現在、本宗の宗門法制の中で進達という文言が見られるのは、「寺族規程（宗規第27号）」「詠唱規程（宗規第30号）」「寺院振興奨励規程（宗規第133号）」の三つの規程である。

いずれも「組長及び教区長の進達を経て」という表記が見られるのみで、進達行為そのものを定義するような規定は見当たらない。

総務局所管の寺院及び僧侶に関する各種申請に代表されるように、浄土門主又は宗務総長（代表役員）等に申請書、届等を提出するにあたっては、当該寺院（当該僧侶が所属する寺院）が属する組の組長及び教区の教区長の進達が必要とされているものがある。

中には、教化団長、地方教化センター委員長の進達が必要な各種申請もあり、これらは全て不文律の慣習に基づいて長らく行われているものであることが分かる。

以上のように、進達の定義や意味は宗門法制では明らかにされていない。そこで一般用語としての『進達』の意味を調べてみると、「官庁への上申などを取り次いで届けること（広辞苑、大辞林）」とあり、これを本宗において考えた場合、「浄土門主又は宗務総長（代表役員）等への申請書、届等を取り次いで届けること」となり、本宗における進達は一般用語の意味とほぼ同様の解釈になると考える。

②進達の手続き

本宗における進達の意味は、「浄土門主又は宗務総長（代表役員）等への申請書、届等を取り次いで届けること」であることは上述のとおりであるが、つぎに実際の進達手続きについて言及したい。

各種申請書にはそれぞれ書式が定められており、そのほとんどが宗務当局で様式として用意がなされている。その中で組長、教区長等の進達が必要なものについては用紙の下部に専用の進達欄が用意されている。

そして、進達を行う者（以下「進達者」という。）は各種申請書が提出されたとき、それに必要な記載事項、印鑑の押印、署名などがきちんと揃っているかどうか、添付書類が整っているかについて確認を行ったのち、進達欄に進達日を記入し、記名・押印をして、つぎに書類を取り次ぐのである。

進達の順序としては、その意味から当然申請者からまず組長に提出し、組長から教区長に取り次ぎ、教区長から内局（宗務庁）に取り次がなければならない。

なお、進達者が提出書類を確認した結果、必要な事項の記載がなかったり、添付書類が整っていないか、書類に明らかに不備があることが認められる場合には、進達者は申請者に対して書類を整えるように助言、指導することが基本的に認められると理解するが、書類が整っていると思われる場合は、速やかにつぎの進達者もしくは内局（宗務庁）に書類を取り次がなければならないものと解釈する。

③進達者について

平成28年6月時点で宗務において使用されている申請書、届等を網羅したところ、用紙に進達欄の用意があるものは、「組長」「教区長」「教化団長」「地方教化センター委員長」の四者であることが分かった。

主に、住職認証申請書、僧籍に関する各種申請書、寺院境内建物承認申請書、寺院財産関係の承認申請書、四種登録の申請書など、寺院並びに僧侶に関する各種申請書の多くは、組長と教区長の進達を経て内局（宗務庁）に提出がなされている。

また、教階新・進叙任申請書、布教師養成講座受講願書、教区普通講習会実施届・報告書、教化団事業に関する申請書、檀信徒会関係申請書、信行道場・子ども会関係の申請書など、布教・教化に関する各種申請書は、組長、教区長だけでなく、教化団長の進達も必要とされている。

また、地区講習会・研修会の申請書・報告書など、教化センター事業に関する申請書については、教区長並びに地方教化センター委員長の進達を経て内局（宗務庁）に提出されている。（一覧別掲のとおり）

なお、海外開教区にある寺院並びにその寺院に所属する僧侶からの各種申請においては、進達を行う組長、教区長などの役職者が開教区には存在しないため、代わって開教総監が進達を行っている状況であることが分かった。

（2）進達の必要性と諸問題について

①進達の必要性

宗綱第34条に「地方の宗務を処理するため教区を置く」とあり、教区に関する規程（宗規第4号）第4条に「教区長は、教区を代表し、教区の事務を統管する」、同規程第10条に「各教区は、教区を区分して組を設けることができる」とあるように、教区、組は、本宗の宗務機関として位置づけられている基幹的な組織である。

そして、各種申請の手続きにおいて、地方の宗務を処理するための組織である組、教区の長の進達を経て提出する形をとることで、一定の書類の精査を経て内局（宗務庁）に取り次がれることになり、宗務事務の円滑化に寄与しているものとする。

さらには、寺院又は僧侶等の各種申請の内容を組、教区の長が事前に把握しておくことで、寺院や僧侶等の当該組内又は教区内での活動や、組長、教区長の職務遂行の円滑化が期待できるものである。

よって、上述のとおり、進達は円滑な宗務の処理並びに宗教法人法及び宗門法制に基づいた本宗の組織秩序を保つ一助となっていることが認められることから、進達は一定の各種申請の手続きの中で必要な行為であると思われる。

②進達者の整理

現行、進達者は「組長」「教区長」「教化団長」「地方教化センター委員長」の四者であるが、進達とは、円滑な宗務の処理並びに宗教法人法及び宗門法制に基づいた本宗の組織秩序を保つことを目的とし、浄土門主又は宗務総長（代表役員）等への申請書、届等を取り次いで届ける行為であると定義したとき、進達者が果たしてこの四者で妥当なのかどうかについて精査が必要であろう。

特に、地方教化センター委員長は、当該地区の講習会・研修会の申請書・報告書を進達することとなっているが、地方教化センター委員長は当該書類を進達する者というより、主催者としての立場であることから、その立場で書類に記名・押印を行うようにすれば、地区の講習会・研修会の申請書・報告書にはそもそも進達という行為が不要になることが考えられる。

また、教化団長の進達についても、教化団はあくまでも教化のための実務職の組織であることや、

教化団長の進達を必要としている各種申請書には必ず教区長の進達欄が存在することから、教区と教化団の組織のありように鑑みれば、当審議会においては教化団長の進達も不要ではないかとの意見があった。

教化団事業に関する申請書については、教化団長は主催者の立場として書類に記名・押印を行うようにしたり、その他、布教・教化に関する各種申請書が提出されたときにも、教区内でその情報を共有する仕組みを整えれば、少なくとも申請時に教化団長が進達を行う必要性はなくなるものとする。

進達という行為の内容と目的を踏まえながら、現行の各種申請書の様式の精査が必要であることを指摘しておきたい。

③疑義が認められる場合の対処並びに進達の期限

進達者が申請者からの提出書類を確認した結果、書類が整っていると思われる場合は、速やかにつきの進達者もしくは内局（宗務庁）に書類を取り次がないと解釈するが、当該寺院や僧侶等に関して書類には現れない何らかの疑義が認められる場合もあり、進達者として、その申請が処理されると、当該寺院の不利益となると思われるケースや又は組や教区などの組織秩序を著しく紊乱する可能性があると思われるケースが出てくることも想定される。

現行においては必要な書類が整っていれば進達者として提出書類の進達を留めるような行為は許されていないと解釈するが、このような場合、例えば、進達者が意見書を添付したうえでつぎに書類を取り次ぐこととし、つぎの進達者がそれを確認したうえでつぎに書類を取り次ぐこととする。その後、最終的にその意見書に記載の内容については内局（宗務庁）が確認することになるが、必要に応じて調査や対応をすれば、少なくとも進達留まるような事案は発生しないと考える。

ここで重要なことは、書類が整っているものについては必ず進達しなければならないこと、そこで何らかの疑念が認められる場合には意見書を付してつぎに取り次ぐこと、そして、意見書が付されて内局（宗務庁）に提出された各種申請の処理については、場合によっては一定の制限を行うことが可能とするような規定の整備が必要になってくるということである。

また、進達を行う期限についても、「ただちに」「速やかに」「遅滞なく」という表現ではなく、できるだけ具体的に明示した方が混乱は生じないと考える。

この期限については、各種申請において申請に必要な期間と事務処理に必要な期間などを検討した結果、具体的に明示するのであれば、進達者が申請書類を受けとった後、30日以内にはつぎに進達すべきとの結論となった。

(3) 法制化の是非と方向性について

①法制化の是非

進達という行為は、円滑な宗務事務の処理並びに本宗の組織秩序を保つために必要なものであると認識するが、上述のとおり進達にまつわる諸問題が現に発生しており、その最たるものが進達者が本来進達すべき書類を故意に進達しない事象である。

そして、宗門法制において進達に関する定めがないことから、そのような事態に対して宗門法制に基づいた指導や解決が難しいことも課題として認められる。

しかしながら、このような事例は極稀なケースであり、平素行われている各種申請の手続きは、教区、組などの役職者のご尽力により、不文律として本宗の組織秩序を保ちながら処理がなされている

ことから、法制化をするまでもないのではないかとの意見もある。

過去、宗議会においても「進達とは何か」「進達印とは確認印なのか、通過印なのか」といった質疑応答が交わされたこともあり、不文律であるがゆえにその解釈を誤る可能性を残していることは確かで、実際に進達が原因で役職者が懲戒処分となった事例があることも考えると、当審議会としては、総合的に勘案した結果、進達に関する法制化の必要性を認め、法制化を行うことでさらに円滑な宗務の処理並びに本宗の組織秩序の保持に資することができるものとするに至った。

②法制化の方向性

進達とは、組長、教区長などの宗務機関又は宗務の組織の役職者が行う事務手続きであることを考えたとき、進達に関する具体的な規定は、宗務行政の長である宗務総長が発する宗令において定めるべきであるとする。

また、宗綱第45条の定めにより、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けようとすることから、当然宗規の委任が必要である。

さらに、これまでの審議内容を踏まえたとき、まず、現行の進達者を整理し、少なくとも各種申請における「地方教化センター委員長」の進達は無くしたうえで、組長、教区長（教化団長）に関する規程である教区に関する規程（宗規第4号）において、進達行為を定義する条文を新たに設け、詳細については宗令に委任する内容の規定改正を行うべきであろう。

そのうえで、進達に関する宗令を發布することとし、そこでは大きく「進達の目的」「進達の定義」「進達者」「進達の方法」「進達の期限」「進達時の意見書添付」「意見書が添付されたときの処理及び制限」などの規定を設けることが望ましいと考えるものである。

宗令に規定すべき事項の詳細は次のとおりである。

(4) 進達に関する宗令（仮称）の内容について

①進達の目的

上述のとおり、進達の目的は、円滑な宗務の処理並びに本宗の組織秩序を保つために行うものであり、このように明文化されたい。

②進達の定義

進達とは、浄土門主又は宗務総長（代表役員）等への申請書、届等を取り次いで届ける行為のことであり、このように明文化されたい。

③進達者

進達者は、「組長」「教区長（開教区の場合は開教総監）」とされたい。現行、進達を行っている「教化団長」「地方教化センター委員長」については、この際進達者から外すことも視野に入れて当局で精査されたい。

④進達の方法

進達の方法は、申請者から進達者に各種申請書が提出されたときには、その書類に必要な記載事項、印鑑の押印、添付書類等が整っているかどうかの確認を行ったのち、進達欄に進達日を記入し、進達者

が記名・押印のうえ、つぎに書類を取り次ぐことであり、このように明文化されたい。

⑤進達の期限

進達者が申請者から各種申請書を受けとった場合、30日以内につぎに進達しなければならないと明文化されたい。

⑥進達時の意見書添付

進達者が申請者から各種申請書を受けとったものの、その申請が処理されると当該寺院の不利益と思われる場合、もしくは組や教区などの組織秩序を著しく紊乱する可能性があると思われる場合等、当該寺院や僧侶等に関して何らかの疑義が認められるときには、進達者はそれに関する意見書を添付したうえでつぎに書類を取り次ぐこととし、このように明文化されたい。

⑦意見書が添付されたときの各種申請の処理及び制限

組長又は教区長の意見書が付されて内局（宗務庁）に提出された各種申請書について、内局（宗務庁）はその事務処理にあたり必要な調査確認又は勧告を行うことができること、その期間は事務処理を行わないことを明文化されたい。

⑧各種申請に対応する進達者の一覧

各種申請が多岐にわたるため、どの申請書には誰の進達が必要なのかについて一覧にして明示する必要性が認められる。整理をしたうえで明文化されたい。

以上、本宗に提出される各種申請書の進達について審議をしたが、まずもって、これまで長らく不文律の中で教区長、組長をはじめ各役職の方による進達が適切に行われ、宗内秩序が保たれてきていることに対して敬意を表したい。

これは、とりもなおさず、組、教区という本宗の基幹的な組織の運営を担ってこられた先達諸師の責任感と不断の努力の賜であり、宗務が円滑に進むのも多くの諸師に支えられているおかげであることを改めて認識したのである。

これからも本宗並びに寺院及び僧侶の一層の興隆を図るためには、本宗の組織の秩序を保っていくことは必要不可欠なことであり、今回はその一部分である進達に限ってはいるものの、法制化によって組織の役職者に安心して職務に従事していただく環境を整える必要性が大いに認められた次第である。

今回の審議結果を踏まえ、必要規程の改正並びに宗令の制定について慎重に検討を加え、宗議会への提案並びに必要な手続きを行われるよう答申とする。

以 上